

計画の基本的な考え方

基本理念

本市における高齢化率は、全国・岐阜県より低く推移しているものの、前回計画期間中に21%を超え、かつて経験したことのない超高齢社会に突入しました。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、一層の高齢化が進むと予想されます。

これまで国や地方自治体では、「2025年問題」へ向け、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築、深化が進められてきました。本市においても、高齢者が地域で「生き生き」と生活を送ることができるよう、高齢者を支える仕組みや環境づくりを進めてきました。

また、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中、国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子どもや高齢者、障がい者も含めた全ての人々が地域や暮らし、生きがいをもとにつくる方向性が示されました。福祉分野においても、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係に分かれるのではなく、地域住民をはじめとした多様な主体が地域の課題を「我が事」と捉え、積極的に参画するとともに、複雑化・多様化している地域課題を「丸ごと」受け止め、包括的に支援するための体制づくりを進めることで、誰もが暮らしやすいと感じる「地域共生社会」の実現が目指されています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。介護保険法、老人福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援や介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が規定されています。

本計画では、国の動向や社会潮流、瑞穂市がこれまで取り組んできた高齢者福祉施策等を踏まえ、第5期計画から定めている「誰もが楽しく生き生きと暮らせるまちづくり」という基本理念を継承し、実情に応じたより一層の高齢者福祉施策の推進に努めていきたいと考えています。

基本理念（案）

誰もが楽しく生き生きと暮らせるまちづくり